

高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付要綱

制定 令和 2 年 4 月 1 日

（目的）

第 1 条 この要綱は、がけ地近接等危険住宅の移転を実施する当該住宅の所有者等に対し、予算の範囲内で、高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、危険住宅の移転を図り、もって市民の安全を確保することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱において使用する用語は、次に定めるもののほか、社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 22 年 3 月 26 日国官会第 2317 号国土交通事務次官通知）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）において使用する用語の例による。

（1）危険住宅 がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のア若しくはイに該当する区域に存する既存不適格住宅、又はアからエまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上若しくは生活上の支障が生じ、市長が移転勧告、是正勧告、避難勧告、避難指示等を行ったもの（避難勧告及び避難指示については、当該勧告又は指示が公示された日から 6 月を経過している場合に限る。）をいう。

ア 高松市建築基準法施行条例（昭和 45 年条例第 12 号）第 4 条第 1 項の規定により市長が建築を制限している区域

イ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）第 9 条の規定により香川県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

ウ 土砂災害防止法第 4 条第 1 項に規定する基礎調査を完了し、イに掲げる区域に指定される見込のある区域

エ 補助金の交付申請の時点において、過去 3 年間に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた区域

（2）移転 危険住宅の除却等（市内に営業所を有する事業者が行う当該住宅の撤去、動産の移転、仮住居の賃借、跡地の整備及びその他移転に伴

うものをいう。以下同じ。)及び危険住宅に代わる住宅の建設等(住宅の建設、購入(これに必要な土地の取得を含む。))及び改修をいう。以下同じ。)をいう。

- (3) 省エネ基準 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。

(補助対象危険住宅)

第3条 補助金の交付対象となる危険住宅(以下「補助対象危険住宅」という。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 危険住宅に代わる住宅の建設等にあつては、当該住宅が第2条第1号に掲げる区域に含まれないこと。
- (2) 危険住宅に代わる住宅の新築にあつては、当該住宅が省エネ基準に適合するものであること。
- (3) 補助金の交付申請の時点において、特定行政庁から法第9条第1項の規定に基づく措置をとることを命じられていないなど、同法の重大な違反に該当するものがないこと。

2 補助対象危険住宅の除却後の跡地は、住宅の敷地として使用してはならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者は、次の要件を満たす者でなければならない。

- (1) 移転を行う補助対象危険住宅の所有者(当該所有者から当該住宅の移転についての承諾を得た者を含む。)であること。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。
- (2) 第6条第1項に規定する申請者に課せられた本市の市税のうち当該補助金の交付申請の日以前に納期限(延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。)が到来した税額(延納、納税の猶予又は納期の延長があつた場合は、これらに係る期限が当該申請の日の翌日以降に到来するものを除く。)を完納している者であること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象危険住宅1戸当たり次の各号に掲げる区分に

応じ、当該各号に定める額の合計とする。

(1) 危険住宅の除却等 危険住宅の除却等に要する費用又は 9 万 5 千円のいずれか少ない額

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設等 危険住宅に代わる住宅の建設等をするために要する資金を金融機関その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子（年利率 8.5 % を限度とする。）に相当する額の費用又は 4 万 2 千 1 万円（建物 3 万 2 千 5 万円、土地 9 万 6 千円をそれぞれ限度とする。）のいずれか少ない額

2 前項各号に掲げる費用は、確定申告の際に補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を、仕入れに係る消費税等の額として税務署に納める消費税等の額から控除する場合は、消費税等に相当する額を減額した額とする。

3 前 2 項の規定により算出された額に、1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移転に係る請負契約の締結前、かつ、移転に着手する前に、高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付申請書（様式第 1 号）に別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 補助対象危険住宅の所有者が複数人である場合の申請者は、当該所有者の代表者又は当該代表者から承諾を得た者とする。

（補助金の交付の決定）

第 7 条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定を行う場合は、必要な条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第 8 条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下「補助

事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ当該各号に掲げる申請書等を市長に提出しなければならない。

(1) 補助金の交付申請の額、補助事業者その他補助事業(補助金の交付を受けて移転を行うことをいう。以下同じ。)の内容等を変更(市長が認める軽微な変更の場合を除く。)しようとするとき 高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金変更交付申請書(様式第3号)及び当該変更の内容の分かる書類

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 高松市がけ地近接等危険住宅移転補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)

2 市長は、前項各号の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金変更交付決定通知書(様式第5号)又は高松市がけ地近接等危険住宅移転補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(完了期日の変更)

第9条 補助事業者は、完了期日までに補助事業を完了することが困難であるときは、速やかに高松市がけ地近接等危険住宅移転補助事業の完了期日までに完了することができない旨の報告書(様式第7号)により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(完了実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市がけ地近接等危険住宅移転補助事業完了実績報告書(様式第8号)に別表に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の交付指令)

第11条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて実地検査を行い、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金交付指令書(様式第9号)により補助事業者に通知し、補助金を交付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、所定の請求

書により、補助金の交付を市長に請求しなければならない。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（2）補助金を他の用途に使用したとき。

（3）市長の指示又は命令に従わないとき。

（4）補助金の交付決定の前に、移転に着手していたとき。

（5）補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

（6）この要綱に違反したとき。

（7）その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかにその旨及びその理由を申請者に通知し、その取消しに係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、高松市がけ地近接等危険住宅移転補助金返還命令書（様式第10号）により、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（書類等の整備）

第14条 補助事業者は、補助事業の実施及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等を整備し、補助事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（指導及び監督）

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者又は移転施工者（次項において「補助事業者等」という。）に対し、補助事業の実施の状況等に関する報告を求めることができる。

2 市長は、補助事業者等に対し、補助事業の適正な実施を確保するために必要な措置を講ずることを命じ、又は必要な助言をすることができる。

（検査等）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、職員に書類の検査をさせ、又は補助事業の実施状況について実地検査をさせることができる。

2 補助事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 申請等に必要な書類

関係条項	添付書類
第6条 交付申請	(危険住宅の除却等) 1 補助対象危険住宅の所有者及び建築年を確認するための書類として、次の各号のいずれかの写し (1) 補助対象危険住宅の建築時の建築確認済証又は検査済証 (2) 補助対象危険住宅の登記簿謄本 (3) 補助対象危険住宅の固定資産証明書 (4) その他補助対象危険住宅の所有者及び建築年を確認することのできる書類 2 第3条第1項第1号の要件に関する誓約書(別紙様式第1号) 3 第4条第2号の要件を満たす者であることを証する市税の滞納無証明書 4 申請者が所有者以外の者である場合は、所有者(所有者が複数人である場合にあっては、その代表者)の承諾書 5 補助対象危険住宅の付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)

	6 補助対象危険住宅の配置図 7 補助対象危険住宅が第2条第1号の危険住宅に該当することの確認できる図面又は書類 8 補助対象危険住宅の現況写真（補助対象危険住宅の全景及びがけ地等の状況の確認できるもの） 9 補助対象危険住宅の除却等に係る見積書の写し 10 その他市長が必要と認める書類 （危険住宅に代わる住宅の建設等） （危険住宅の除却等）の1から8までに掲げる書類及び次に掲げる書類 1 補助対象危険住宅に代わる住宅建設等を行う敷地の付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの） 2 補助対象危険住宅に代わる住宅の配置図（敷地内における危険住宅に代わる住宅の位置を明示したもの） 3 補助対象危険住宅に代わる住宅の平面図 4 補助対象危険住宅に代わる住宅の立面図 5 補助対象危険住宅に代わる住宅の建設等に係る見積書の写し 6 補助対象危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金の借入れを予定している金融機関その他の機関が発行する借入金利子に関する証明書類等 7 その他市長が必要と認める書類
第10条 完了実績 報告	（危険住宅の除却等） 1 補助対象危険住宅の除却等に係る請負契約書の写し 2 補助対象危険住宅の除却等に要した費用の領収書の写し 3 補助対象危険住宅の除却等の施工中及び施工後の写真 4 交付申請時の補助対象危険住宅の除却等を変更（市長の承認を受けた変更を除く。）して施工した場合は、当該変更の内容の分かる書類

- | |
|---|
| <p>5 その他市長が必要と認める書類
(危険住宅に代わる住宅の建設等)</p> <p>1 補助対象危険住宅に代わる住宅の建設等に係る請負契約書の写し</p> <p>2 補助対象危険住宅に代わる住宅の建設等に要した費用の領収書の写し</p> <p>3 補助対象危険住宅に代わる住宅の写真</p> <p>4 補助対象危険住宅に代わる住宅の法第7条第5項の規定に基づく検査済証の写し又はその他市長が同等と認める書類</p> <p>5 補助対象危険住宅に代わる住宅の新築にあつては、当該住宅が省エネ基準に適合していると認められる書類の写し</p> <p>6 補助対象危険住宅に代わる住宅及び敷地に関する登記簿謄本の写し</p> <p>7 補助対象危険住宅に代わる住宅の建設等に要する資金の借入れた金融機関その他の機関が発行する借入金利子に関する証明書類等</p> <p>8 交付申請時の補助対象危険住宅に代わる住宅の建設等を変更(市長の承認を受けた変更を除く。)して施工した場合は、当該変更の内容の分かる書類</p> <p>9 その他市長が必要と認める書類</p> |
|---|